

豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般の交通手段を利用するのが困難な障害者等の外出を支援する豊中市障害者外出支援サービス事業（以下「この事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施団体)

第2条 市長は、この事業を適切に行うことができると認めた者を実施団体として指定することができる。

(対象者)

第3条 この事業は、次の各号に定める要件を全て満たす者を対象とするとする。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、入院中の者及び共同生活援助施設、福祉ホーム以外の施設に入所する者を除く。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害が下肢、体幹、視覚又は内部の障害で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚令第15号)別表第5号に定める1級又は2級に該当する者又は腎臓機能障害で透析治療を受けているもの

イ 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第2条第1項の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がA判定に該当するもの

ウ 市長が上記ア、イに準ずる事情があると特に認める者

(3) 15歳以上65歳未満の者、6歳以上15歳未満で車椅子使用の者又は65歳以上で豊中市高齢者外出支援(送迎)サービス事業実施要綱に定める事業の対象とならない者

2 前項第1号の規定に関わらず、前項第2号及び第3号に定める要件を全て満たす者は、入院中又は共同生活援助施設若しくは福祉ホーム以外の施設に入所中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業を利用することができる。

(1) 市内に住所を有する者又は豊中市長から援護の実施を受ける者が、別表「障害者外出支援サービス事業運行区域」内の病院又は施設から市内の自宅等に退院又は退所する場合(一時退院を除く。)

(2) 市内に住所を有する者又は豊中市長から援護の実施を受ける者が、別表「障害者外出支援サービス事業運行区域」内の入所支援施設から地域移行を進めるために外出する場合

(事業の区域及び日時等)

第4条 この事業により運行する区域(以下「運行区域」という。)は、別表「障害者外出支援サービス事業運行区域」に掲げる区域とする。

2 運行の時間帯は午前9時から午後5時までの間とし、12月29日から1月3日までの期間は運行しないものとする。

(事前登録)

第5条 この事業を利用しようとする者又はその家族は、あらかじめ、市長に対し、豊中市障害者外出支援サービス事前登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)に利用しようとする者の状況その他必要事項を記載のうえ事前登録の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、事前登録の諾否を決定し、申込者に対して豊中市障害者外出支援サービス事前登録決定(不承諾)通知書(様式第2号。以下「決定(不承諾)通知」という。)により事前登録の諾否の通知をする。

3 市長は、事前登録を受けている者が、この事業を必要としなくなったと認めるときは事前登録を抹消することができる。

4 登録申込書の受け取り及び決定(不承諾)通知書の送付は、実施団体が行うことができる。この場合においては、実施団体は、受け取った登録申込書の内容を速やかに市長に送付してその諾否を問うものとする。

(利用申込み及び決定等)

第6条 前条の規定により、事前登録を行っている者(以下「利用者」という。)が、この事業を利用しようとするときは、実施団体に予め申込みをするものとする。

2 実施団体は、前項の申込みを受けたときは、運行予定等を確認のうえ、利用者を利用の可否を知らせるとともに、利用者の申し込み状況、運行予定、利用回数を記録し、適切に管理するものとする。

(運行の実施等)

第7条 実施団体は、運行に際し利用者の健康状況等に十分留意し、安全かつ適切な実施に努めなければならない。

(利用回数)

第8条 利用者が、この事業を利用できる回数は、1か月につき4回までとする。

(利用者の責務)

第9条 利用者はこの事業の利用に際し、必要に応じ家族等を同乗させるものとし、利用者の健康管理に責任を負うものとする。

(利用の制限)

第10条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用者は、この事業を利用することができないものとする。

- (1) 利用者の身体状況から送迎に耐えられないと判断される場合
- (2) 実施団体にて配車が不可能な場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

(利用者の届出)

第 11 条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長及び実施団体に届けなければならないものとする。

- (1) 利用者の体調等の変化によりこの事業の利用が困難となったとき
- (2) この事業を利用する必要がなくなった場合
- (3) この事業の対象者でなくなった場合

(利用の記録等)

第 12 条 実施団体の長は、利用者の事前登録、利用状況及びこの事業の収支の経理状況を明らかにする記録を整備しておくものとする。

2 実施団体は実施月の毎翌月初旬に、前項の規定により記録した内容を市長が別に定める書式により、市長に報告するものとする。

(利用者の費用負担)

第 13 条 この事業の利用者は、この事業に要する費用の一部を利用料として実施団体に支払うものとし、その金額については、別表「距離制利用料」に定める。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、実施団体に対し豊中市障害者外出支援サービス事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助金の額)

第 15 条 補助金の額は、この事業に要する費用から利用料を控除して得た額とする。ただし、年度内において 13,501,000 円を上回らないものとする。

(補助金の交付申込み)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市障害者外出支援サービス事業補助金交付申込書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 17 条 市長は、前条の申込みに対して審査の上補助金の交付を決定したときは、豊中市障害者外出支援サービス事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。この場合において、補助金の額は概算額とする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第 18 条 補助金は、毎年度 4 月及び 10 月の 2 回に等分して概算額を交付するものとし、前条第 1 項による通知を受けた者から豊中市障害者外出支援サービス事業補助金請求書（様式第 5 号）の提出があったときは、30 日以内に補助金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、毎会計年度終了後 30 日以内に豊中市障害者外出支援サービス事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 20 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、豊中市障害者外出支援サービス事業補助金額確定通知書（様式第 7 号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の清算)

第 21 条 補助金の交付を受けた者は、前条の補助金額確定通知書を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるときは、市長が定める期日までに、不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

2 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号により速やかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第 22 条 補助金の交付を受ける者は、事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を常に整備しておかねばならない。

(指示及び検査)

第 23 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をすることができる。また必要があるときは実施団体に対してその事業所に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(決定の取消し)

第 24 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第 25 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(実施上の留意事項)

第 26 条 実施団体は、事業実施にあたって次の事項に留意し、この事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

- (1) 事業に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。
- (2) 利用者及びその家族に関して業務上知り得た秘密を守ること。

(関係機関との連携)

第 27 条 市長は、この事業の実施にあたり、実施団体と連携を密にするとともに、他の保健福祉サービス機関と連携を図り、総合的効果的な運営に努めるものとする。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

障害者外出支援サービス事業運行区域

区 域
豊中市内
池田市・吹田市・箕面市・尼崎市・伊丹市 大阪市(淀川区・西淀川区・東淀川区・北区・ 旭区・城東区・此花区・西区・福島区・ 中央区・浪速区・港区・天王寺区・ 鶴見区・阿倍野区・東住吉区・住之江 区)

距離制利用料

距 離	
4 k m未満	300 円
4 k m以上 8 k m未満	500 円
8 k m以上 12 k m未満	1,000 円
12 k m以上 16 k m未満	1,500 円
16 k m以上 20 k m未満	2,000 円
20 k m以上	2,500 円

(様式第1号)

豊中市障害者外出支援サービス事前登録申込書 NO. _____
年 月 日

豊 中 市 長 様

住所

申込者

マンション名 ()

氏名

当該障害者との続柄 ()

障害者外出支援サービスを利用するために、次のとおり事前登録をお願いします。

当 障 害 者	フリガナ名	年 月 日生 (歳)	
	住 所	豊中市 マンション名 () (申込者と同一の場合は記入不要)	
	電話番号		
外出支援を利用する理由(具体的に記入してください。)			
当 障 害 者 の 状 況	身体障害者手帳	有 ・ 無 ※下の該当の障害のいずれかに○ (下肢・体幹機能 1・2 級、視覚 1・2 級、 内部 1・2 級、腎臓機能障害で透析治療を受けている方)	
	療育手帳 A	有 ・ 無	
	車いすの利用	有 ・ 無	
	健康状態 (病名等)		
家 族 状 況	氏 名	続 柄	住 所 及 び 電 話 番 号
緊 急 連 絡 先	氏 名	続 柄	住 所 及 び 電 話 番 号

注) 1. この申込書は、障害者の安全な送迎を期するためであってそれ以外の目的に使いません。

2. この申込書は、特定非営利活動法人CIL豊中に提出してください。

※お問合せ先: 特定非営利活動法人CIL豊中 (06-6857-3601) FAX(06-6857-3602)
豊中市障害福祉課 (06-6858-2208)

(様式第2号)

豊中市障害者外出支援サービス事前登録決定（不承諾）通知書

登録番号 - 号 年(年) 月 日	
様 豊中市長	
年 月 日付けで申し込みのありました豊中市障害者外出支援サービス事前登録については、次のとおり決定しましたので通知します。	
記	
登録者氏名	住 所
内 容	承諾
	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者外出支援サービスが必要になったときは、特定非営利活動法人C I L豊中へ申込をして下さい。・ 送迎予約はご利用日の2ヶ月前から3日前までに申込みをして下さい。・ 予約の受付は、土、日、祝以外の午前9時から午後5時30分までとなります。・ 手帳の等級、住所連絡先など登録事項の変更がありましたら、必ず連絡をお願いします。・ 65歳以上で車いす等を利用されている方は、豊中市高齢者外出支援(送迎)サービスの対象者となりますので、連絡をお願いします。 <p>(申込先・連絡先：特定非営利活動法人C I L豊中 TEL06-6857-3601)</p>
不承諾	理由

(教示) 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表とする者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

年 月 日

豊中市障害者外出支援サービス事業補助金交付申込書

豊中市長 様

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱第 16 条の規定により下記のとおり
豊中市障害者外出支援サービス事業補助金の交付を申し込みます。

記

(半期分)

補助金交付申込額	円
----------	---

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(様式第4号)

第 号
年(年) 月 日

様

豊中市長

㊟

豊中市障害者外出支援サービス事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申込みのあった豊中市障害者外出支援サービス事業補助金について、豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱第17条第1項及び第2項の規定により下記のとおり交付決定しましたので通知します。

(半期分)

交付決定額	円
-------	---

交付の条件

- (1) 事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること
- (2) 事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告すること
- (3) 事業完了後、市長の定める期日までに実績報告を提出し、余剰金が生じた場合は、市長が定める期日までに超過額を返還すること。
- (4) 補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を市に返還すること。

(様式第5号)

豊中市障害者外出支援サービス事業補助金請求書

豊 中 市 長 様

交付決定金額	十億			百万			千			円
交付済額										
今回請求金額										

年（ 年） 月 日付 第 号で交付決定通知がありましたので、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求事業者	住 所 (所在地)	〒
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	

(様式第 6 号)

豊中市障害者外出支援サービス事業補助金実績報告書

年 (年) 月 日

豊 中 市 長 様

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

年 第 号及び第 号で交付の決定を受けた補助金について、豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱第 19 条の規定に基づき、関係書類を添付し実績報告書を提出します。

登録者数	年 3 月 31 日現在における登録者総数	人
	年 3 月 31 日現在における登録者総数	人
	増 減	
事業実施件数	片道	件
	往復	件
	合計	件
送迎地域	豊中市	件
	池田市	件
	吹田市	件
	箕面市	件
	尼崎市	件
	伊丹市	件
	大阪市	件
送迎先	病院	件
	官公庁	件
	その他	件

(添付書類)

(1) 決算書

(様式第7号)

第 号
年(年) 月 日

様

豊中市長

印

豊中市障害者外出支援サービス事業補助金額確定通知書

年度 第 号及び 年度 第 号で決定した豊中市障害者
外出支援サービス事業補助金については、豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱第
20条の規定により次のとおり確定しましたので通知します。

補助金交付確定額	円
----------	---

※ 交付済額に余剰金が生じた場合は、市長が定める期日までに超過額を返還すること。

※ 補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を市に返還すること。

(様式第8号)

消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所

事 業 者 名

代表者氏名

年 (年) 第 号で交付の決定を受けた補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、豊中市障害者外出支援サービス事業実施要綱第21条第2項の規定に基づき、関係書類を添付し報告します。

1 補助金決定(確定)額

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要返還相当額)

円

3 添付書類

2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)